

はしがき

罪を犯した人々は、捜査、裁判、そして、矯正処遇等、刑事司法の各場面で、その心のあり様を厳しく問われることになる。矯正施設等の被収容者は、彼の帰りを待ち、また、その心の支えとなる家族、友人などから少なくとも、精神的には遠く離れ、社会から断絶した存在であることが少なくない。それゆえ、その更生は、外界との接触の制限された閉鎖施設で、否応なく仏や神などの超越的存在や聖なるものに、自らの心を照らしてみることから始まるのかもしれない。諸外国での教誨活動が、刑事施設のみならず病院等においても広く行われてきたのはそうした事情と無縁ではない。そして、そこには宗教に本来的に備わる何かが認められる。

教誨とは、精神的、倫理的、宗教的な教化方法をいう。日本においては、一九〇八（明治四十二）年の監獄法以来、もっぱら監獄において、「受刑者には教誨を施す」ことが求められてきた。その内容上、教誨は、宗教による教誨とその他の一般教誨とに区別されうるが、教誨は、明治期においては、宗教教誨としてのみ観念され、昭和期に入り、宗教的な教誨を強制す

ることの問題性が意識されるに至り、宗教的観点を離れた特性の教化と精神の修養、いわば人としての生き方の指針としての一般教誨が在監者に施され、これと並行して宗教教誨が実施されていた。教誨は、各施設に多くは二名配置された、公務員としての教誨師によって実施され、これを東西本願寺の僧侶が担うことが少なくなかった。そこでの宗教教誨は、信教の自由を確保するとともに、健全な宗教的精神の涵養を図ることに、その目的が求められていた。

第二次世界大戦後、占領軍の行政管理下において「宗教上ノ礼拝ハ之ヲ強制セサルコト」とされ、日本国憲法二十条、八十九条の規定する厳格な政教分離原則により、国およびその機関が宗教に関与することが禁止され、監獄においても、宗教は民間宗教家の自由な活動に委ねられなければならないことになった。確かに、戦前においても、信教の自由は、もつとも重要な基本的人権の一つであり、在監者にもその内面的な生活において任意の宗教的信仰をもつ、もたないの自由が認められ、戒護および規律上、特に支障のないかぎり、礼拝、祈祷、祝典、儀式、行事のような宗教的行為を行う自由、または、そうした行為を強制されない自由が認められてきた。しかし、戦後の転換は、その次元を超えて、従来の公務員としての教誨師制度を廃止し、また、宗教教誨を在監者に施すべきではないとの考え方に至った。

しかし、監獄法改正による二〇〇七年のいわゆる「刑事収容施設法」では、「宗教上の教誨」が規定され、より積極的な位置付けが与えられるに至った。それゆえ、現在では、まず、被収容者の宗教上の権利に配慮し、その生活再建のために要請されるこの局面での国の援助とは、具体的にどのようなものとなりうるかが問われる。特に、「宗教を強制されない自由」を超えて、「特定の宗教を信仰し、必要な行為をする自由」を国がどこまで、どのようにして援助すべきか、を明らかにする作業は、収容に伴う被収容者の権利侵害に対する国の補填義務一般の性格と範囲を明らかにすることにつながっていく。

また、処遇とこれに関わる社会的資源のあり方に関して、処遇を被収容者の社会復帰に対する施設内・社会内を問わぬ「一貫した援助」として捉える際には、その重要な担い手として、ボランティア団体等の民間団体や一般市民の活動が重要な意味をもつ。ここでは、被収容者の権利としての宗教教誨という構想とともに、その活動を支える社会的資源にいかなる要請が新たにもたらされるかを検討する必要がある。特に、教誨活動を支える教誨師という社会的資源が、被収容者の権利性が強調される文脈において、いかなる変化を求められるかを調査・分析することが肝要である。教誨師という伝統のある資源を対象とすることによって、新しい指向の中で、矯正への市民的関与に求められる要素を一般化して提示することも可能になる。

本書は、龍谷大学社会科学研究所共同研究「世界の宗教教誨制度の比較研究、実施のための予備調査」（代表・赤池一将、二〇一一年度）および文部科学省科学研究助成（新学術領域研究）「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」（代表・石塚伸一、二〇一三～二〇一五年度）の研究成果を龍谷大学社会科学研究所叢書第百十七巻として出版するものである。

二つの研究は、二〇〇七年度以降三年間にわたり実施された龍谷大学社会科学研究所指定研究「矯正施設における宗教意識・活動に関する研究」（代表・赤池一将、二〇〇七～二〇〇八年度／代表・石塚伸一、二〇〇九年度）の成果である『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究——その現在と歴史』（龍谷大学社会科学研究所叢書第九十一巻、日本評論社、二〇一一年）を引き継ぐ形で実施された。同書は、これまでに例のない国内のすべての教誨師に対するアンケート調査の実施とその結果の分析を第一部「刑事施設における宗教意識・活動に関する調査」として提示し、これに当該問題に関与する各方面からの問題提起と諸外国での実情に関する論稿を第二部「教誨の歴史と現在」として加える構成をとった。

前掲の二〇一一年度以降の二つの研究においては、この二つのパートのそれぞれの補充を試みることをめざした。

第一に、当初は、前掲の叢書第九十一巻『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究——その現在と歴史』第二部「教誨の歴史と現在」におけるアメリカ合衆国、ドイツおよびフランスを対象とする比較研究の継続を予定したが、二〇一一年度の「世界の宗教教誨制度の比較研究、実施のための予備調査」においては、諸般の事情から、主に、フランス司法省に蓄積されてきた比較研究資料の調査に止めざるを得なかった。しかし、その後、前掲の科研費による研究期間を通じて、外国人研究員の参加を得ることにより、アメリカ合衆国およびフランスについての研究を継続するとともに、対象国を韓国、台湾といったアジア諸国に拡大し、比較の視点の相対化を試みた。

また、この第二部「教誨の歴史と現在」には、教誨活動に関与する各方面からの問題提起として、福祉専門家、矯正施設職員、教誨師の論稿を含めたが、同様の観点から二〇一三年度以降の研究においては、ジャーナリストや死刑問題との関係から教誨活動に深い関心を示す弁護士や法律家の参加を得ることができた。

第二に、二〇一三年度以降の前掲科学研究においては、叢書第九十一巻の第一部「刑事施設における宗教意識・活動に関する調査」の展開が模索された。ここでは、当該調査に対して二〇一一年以降に実施された再評価・分析をおこなったほか、当該調査を踏まえて教誨師活動

を主導する教誨師連盟の中心的存在に対するインタビュー等の企画を進め、結果として、大谷光真（浄土真宗本願寺派前門主）氏、平野俊興（東京拘置所教誨師）氏等の参加を得てシンポジウム「宗教教誨の現在と未来——日本人の宗教意識——」（龍谷大学、二〇一五年七月十一日）を開催することができた。

本シンポジウムは、上記表題のもと、第一部「科学の時代における宗教の役割と矯正・保護と宗教活動」、第二部「犯罪と宗教教誨」、第三部「意見交換」の三部から構成され、第一部は、大谷光真氏と、教誨師活動についての綿密な聞き取り調査をもとにした『教誨師』（講談社、二〇一四年）を執筆されたジャーナリストの堀川恵子氏との対談により、第二部は、赤松徹眞（龍谷大学学長）氏による「日本社会と宗教教誨」、平野俊興氏による「死刑と宗教教誨」、平川宗信（名古屋大学名誉教授）氏による「浄土真宗と死刑制度」の各講演により、そして、第三部は、参加者による意見交換により進められた。本書の第一部の章立ては、このシンポジウムを再現する意図で試みたものである。なお、インタビューを行ったジャーナリストの堀川氏とは、事前に数度の会合を持ち質問事項の準備を行い、インタビューおよびシンポジウムへの大谷氏の参加についても関係者に対して趣旨説明等を行った。御協力いただいた方々には心より感謝申し上げます。

本書の出版にあたっては、浄土真宗本願寺派社会部（社会事業担当）山本正定氏、本願寺出版社の皆さん、そして、龍谷大学研究部（社会科学研究所）の廣田雅美氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。

二〇一七年三月

赤池一将・石塚伸一

はしがき i

第一部◎宗教意識と死刑制度

※龍谷大学矯正・保護総合センターシンポジウム「宗教教誨の現在と未来―日本人の宗教意識―」〔二〇一五（平成二十七年七月十一日開催）より

第一章 科学の時代における宗教の役割（対談）	大谷光真／堀川恵子	3
第二章 日本社会と日本人の宗教意識	赤松徹眞	29
第三章 死刑と宗教教誨	平野俊興	41

第四章 浄土真宗と死刑制度	平川宗信	53
---------------	------	----

はじめに	53	死刑問題は私たちの問題	55
死刑囚を殺しているのは私たち国民	56		
釈尊・ナーガールジュナ（龍樹）の教えと死刑	57		
親鸞聖人と死刑	58	極重悪人の救いと死刑	60
死刑制度と善人意識	62	死刑制度と追善供養意識	63
死刑制度と業論	64	おわりに	65

第五章 討論「教誨師と日本社会」

石塚伸一／平川宗信／赤松徹眞／平野俊興／堀川恵子／ 大谷光真／近藤哲城／杉浦正健／平岡秀夫	66
--	----

第二部 ● 矯正保護と宗教教誨

第一章 『教誨師』取材を通して感じたこと	堀川恵子	99	
「誰かがせにゃならん」	100	「誰も幸せにならない」	104
「人殺し」の現場	106	誰のための守秘義務か	109
教誨師が拘置所に望むこと	112	情報公開に向けての一步を	114
第二章 弁護士と教誨師	中村治郎	118	
一 弁護士としての活動	118	二 私の死刑廃止論	121
三 死刑の違憲性についての弁論	124	四 最近の死刑廃止に向けた活動	129
五 弁護士と教誨師とが共同して死刑廃止に向けた活動を	132		
死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言	133		
提案理由(要約)	140		
第三章 新しい「処遇法」と宗教教誨	石塚伸一	159	
はじめに	159	一 矯正と教誨	160
二 宗教教誨に関連する法令	165		
三 宗教教誨に関連する判例	169	四 政教分離と宗教教誨	177
五 処遇や教誨を義務付けることはできるか	183	五 処遇の主体と客体	183
むしろ新しい「処遇法」と宗教教誨	187		
第四章 宗教教誨と受刑者の社会復帰	我藤 諭	197	
一 問題意識	197	二 個人教誨における相談内容の分析	202
三 受刑者の社会復帰に寄与する教誨師の可能性と課題	214		
第五章 宗教教誨と心の課題	アダム・ライオンズ	220	
一 論点としての矯正と心	220	二 チャプレンと教誨師	225
三 教誨の内容と目的	240	四 施設訪問	257
五 結論	272		
第六章 韓国の矯正施設における被收容者に対する宗教教誨	李 昌培	279	
一 韓国の矯正施設の概要	279	二 矯正施設における教誨師の概要	281

三 矯正施設における宗教教誨 289 四 おわりに 308

第七章 台湾における宗教教誨の歴史と現状 …………… 林 政佑 311

一 序言 311 二 日本統治時代の監獄教誨 312
三 戦後の監獄教誨 324 四 むすびにかえて 340

第八章 イスラム教徒の増加とフランス刑事施設での宗教教誨 …… 赤池一将 347

一 宗教と刑事施設 347 二 信教の自由と行刑の法的枠組 352
三 刑事施設の教誨師 363 四 拘禁下の宗教の現状と課題 367

第一部 ● 宗教意識と死刑制度

第一章 科学の時代における宗教の役割（対談）

大谷 光真

浄土真宗本願寺派前門主

堀川 恵子

ジャーナリスト

堀川 皆さん、こんにちは。今日は本当に湿気が多い暑い日ですけども、おそらく多くの方々が前門様のお話を楽しみにお越しになっているのではないかと思います。前門様をお招きして、宗教教誨というテーマで、開かれた場で会合が持たれるということは初めてだと聞いております。限られた貴重な時間ですので、じっくりとお話を伺ってまいりたいと思います。

まず、お話に入る前に、前門様は去年、門主を退かれました、今ほどのような生活をなさっているのでしょうかと感じになっている方も多いかと思います。とてもお忙しいご公務から解

放されて、現在はどうのお過ごしでしょうか。

前門様 退任しましてほぼ一年がたちました。きっと毎日が日曜日になるだろうと期待しておりましたら、全くそうはなりません。ただ、仕事の内容がすっかり変わりました。非常に苦手な筆で、墨で字を書くというようなことはほとんどしなくてよくなりました(笑)。気分的には非常に楽になりました。ただ、ここに招かれたように、お寺の外の用事がちょっと増えてきています。

堀川 事前の打ち合わせでいろいろ伺ってありましたら、共通の趣味があることがわかりました。今朝のご様子はいかがですか？

前門様 今朝は、水やりで、土はいじっておりません。

堀川 バラの栽培をしておられるということですので、私もそうなのですが、バラというのはとても手にかかる植物です。もちろん自然のものですから、自然のままにしておけば本当は良い

のでしょうか、肥料をやり過ぎればダメになってしまうし、水をやり過ぎても足りなくてもダメ。なんだか人間とよく似ているなと思います。私も今朝、水やりだけは済ませて、こちらにやってみました。

今日は宗教教誨というテーマですけれども、やはりこの問題に向き合うにあたっては、私たちそれぞれに与えられている、かけがえのない「いのち」にどう向き合うかということになるわけです。私も二〇〇七年から、司法の問題の取材を始めまして、死刑のみにかかわらず、人が人を裁くということ、そして罪を犯した方がその後どのように人生を歩んでいるかということに向き合っていました。

いざ、この現場に立ちますと、「いのち」ということの重みに本当に圧倒され、言葉を生むことが本当に難しい、それほど重い問題なのですが、とりわけ、近年で申し上げますと東日本大震災がございました。これは、私が生きている時間の中ではかつてないほどたくさん「いのち」が失われ、そして多くの宗教者の方々が現場に立たれました。本当に難しい問題でして、「天災」、天の災いと書きますけれども、我々人間にはどうしようもないものなのか、そのあたりのお話を、まずお伺いしたいと思います。

前門様 関西にありますと、もう一つ前の阪神淡路大震災が大きなショックになりました。ただ、私自身もそうですが、当時、宗教界はごく一部の方を除いて、そういう問題に対処をする心構えができていなかったということもあって、だいぶ出遅れたような気がいたします。後から気がついて、ああ、これは宗教的にも深刻なことだと、「いのち」そのものを考えさせられる機会だったと思いますが、阪神淡路の場合は直後にオウム事件がありまして、マスコミの関心がずれてしまいました。そして今度、東日本の場合は、私の子どもも東京にりましたが、東京の方まで、からだ身体で揺れを感じられて、非常に深刻に受け止められました。逆に関西におりますと、テレビで見ただけという違いがあります。ただ、宗教的には過去の経験も活かして、いち早く駆けつけた方もありました。また、マスコミにも好意的にそういう活動を報道してもらったという風に思います。

私は京都にありまして、まず第一段階としては、どうしようもない、何もできないな、というのが率直なところで、お念仏をするしかないというのが率直なところですよ。余裕ができてから、「救援・支援はどうしたら？」というようなことに広がっていったと思います。

堀川 本当に多くの「いのち」が失われ、我々は何もなしえないというような無力感に苛まれるような現場であったと思うのですが、やはり、自然の前では、どうしようもないのでしょうか？

前門様 実際にその被害を直接受けられた方には、どうしようもないということ、「何とかして生き抜きたい」というお気持ちであったろうと思いますが、もう少し落ち着いて考えますと、確かに、地震とか津波は人間の力でどうしようもないという面があります。けれども、人間がいなければ天災もありません。人間と共同作業で、結果として、災害、天災というものが形に現れてくるのではないのでしょうか。

ただ、一人ひとりができることはほんのわずかしかない。人間全体として引き受けていく、そういう共同、仏教では、くわうごう共業——ともにおこなう——という言葉がありますが、そういう自然の動きと人間の動きが相俟って大きな災害となってしまう。ですから、一人ひとりの力は大変弱いけれども、やはり、人間同士支え合って生きていくほかないというようなことを感じたことです。

堀川 つまり、人間である私たちの力ではどうにもならない苦境にあるからこそ、宗教が人び